

平成31年4月に行われる 尾道市議会議員一般選挙と尾道市長選挙に立候補予定の皆さんへ

■選挙運動の費用の一部を市が負担します

市は、選挙運動用ポスター・ビラ作成費、選挙運動用自動車の借入れ契約等、選挙運動の費用の一部を負担します。また、「選挙公報」を発行し、各世帯へ配布する予定です。

詳しくは、平成31年2月23日(土)に開催予定の立候補予定者説明会で説明します。
※選挙運動用ポスター・ビラおよび選挙公報の作成上の留意点については資料をお渡しします。

■選挙運動と政治活動

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者を当選させるための行為をいいます。選挙の公正を守るため一定のルールを設けています。

例えば、選挙運動のできる期間は、告示の日(立候補の届出の日)から投票日の前日までで、事前運動(立候補届出前の選挙運動)や戸別訪問、飲食物の提供(茶菓子程度は除く)なども禁止されています。選挙運動に使用する事務所、自動車、看板や、選挙運動に使用する費用にも制限があります。

また、政治活動とは、政治上の主義や施策を推薦・支持すること、公職の候補者を推薦・支持すること、またはこれらに反対することを目的として行う行為をいいます。ただし、原則として選挙運動にわたる行為は除かれます。したがって、個人または政党その他の政治団体等による政策の普及宣伝、党勢拡張等の活動、例えば議会報告会等の開催、議会報告書の頒布などは、それ自体としては選挙運動ではなく政治活動であるため、原則として自由に活動できます。

るため、原則として自由に活動できます。

しかし、演説会において、特定の立候補予定者に対する投票依頼を内容とする演説を行った場合や、政党その他の政治団体が主催してその支持する候補者が出演する演説会を選挙直前に関係区域で集中して開催したような場合も事前運動にとられる場合もあります。

◎後援会活動(ある政治家の後援会の会員募集、発会式、総会の開催等、その政治家の政治的勢力の擁護のための行事である限り)は、政治的活動の一つですが、選挙の直前に立候補予定の政治家のため広く多数の選挙人に向けて行われるようなときは、事前運動的性格を帯びてきます。

■政治家の寄附は禁止

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附を求めることは、法律で禁止されており、違反すると罰せられます。

また、政治家が選挙区内の人に年賀状等の時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。

日ごろから、三ない運動(贈らない、求めない、受け取らない)を心に留め、きれいで明るい選挙に努めましょう。

☎選挙管理委員会事務局・明るい選挙推進協議会
(☎0848-38-9258)

健康・福祉

平成30年12月末まで延長 平成30年7月豪雨災害で被災した人は 医療費や介護サービスでの一部負担金が免除されます

住宅が全・半壊、床上浸水等の被害に遭った尾道市の国民健康保険・介護保険、広島県後期高齢者医療、協会けんぽに加入している人は、平成30年12月末まで、窓口で申告すれば、一部負担金が免除されます。

※平成31年1月以降は、①保険証、②免除証明書の提示が必要になります

②免除証明書は、加入している保険ごとに取扱いが異なります。

■国民健康保険

対象者には12月末までに、世帯主宛に郵送します。

☎保険年金課
(☎0848-38-9107)

■介護保険

対象者には12月末までに、本人宛に郵送します。

☎高齢者福祉課
(☎0848-38-9119)

■後期高齢者医療保険

保険料の減免を受けた人には、11月下旬に、広島県後期高齢者医療広域連合から勧奨通知を郵送していますので、申請してください。

有効期限

平成31年1月1日以前申請の場合、平成31(2019)年6月30日(日)平成31年1月2日以降申請の場合、申請の受付日から5カ月経過した月の末日

☎広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)

■協会けんぽ等

勤務先の保険者にお問い合わせください。

平成30年分の申告から適用 配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

■配偶者控除

対象 配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入で103万円)以下の人
納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除は適用対象外になりました。また、900万円を超え1,000万円以下である場合は、控除額が縮小されます。

納税義務者の合計所得額	市・県民税の控除額			
	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	改正前	改正後	改正前	改正後
900万円以下	33万円	33万円	38万円	38万円
900万円超950万円以下		22万円		26万円
950万円超1,000万円以下		11万円		13万円
1,000万円超		控除適用なし		控除適用なし

■配偶者特別控除

対象 配偶者の合計所得金額が38万円超123万円(給与収入で103万円超201万5,999円)以下の人
控除の上限が拡大し、配偶者の合計所得金額123万円(給与収入で201万5,999円)以下に引き上げられました。【現行:76万円(給与収入で141万円)未満】

配偶者の合計所得額	市・県民税の控除額				控除適用なし
	納税義務者の合計所得900万円以下	納税義務者の合計所得900万円超950万円以下	納税義務者の合計所得950万円超1,000万円以下	納税義務者の合計所得1,000万円超	
38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	
85万円超 90万円以下					
90万円超 95万円以下	31万円	21万円			
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		
123万円超	0円				

申告相談は2月中旬から始まります。
市内各会場の日程は、広報のみち1月号でお知らせします。

☎市民税課(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

市内で子どもが野良犬に追いかけられ、けがをする事故が発生 野良犬による被害を防ぐためにご協力ください

■野良犬は、子犬が産まれているときなどは、人を威嚇することがあります

野良犬に遭遇したときは
静かにゆっくりとその場を離れましょう。

◎野良犬がよくいる場所、子犬が産まれている場所などの情報をお寄せください

☎環境政策課(☎0848-38-9434)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6201)
瀬戸田支所住民福祉課
(☎0845-27-2211)

■野良犬を増やさないために

- 野良犬へ無責任に餌を与えない
- 外飼いの犬は、不妊去勢手術をする
- 飼い犬への餌や生ごみなどを放置しない
- 空き家や倉庫などが野良犬のすみかにならないよう注意する

◎地域で保護器設置等にご協力ください ※申し込みは町内会単位で。

☎(一社)尾道市公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177)
(公社)尾道市シルバー人材センター因島支所(☎0845-22-9577)
(一社)尾道市公衆衛生推進協議会瀬戸田支所(☎0845-27-2211)
※保護された犬は、広島県動物愛護センターへ引き渡し、その後は飼育希望者に渡ります。



広島県動物愛護センターでは野良犬の保護作業や、町内会からの依頼により、保護器の設置を行っています。

☎広島県動物愛護センター(☎0848-86-6511)

動物の遺棄や虐待は犯罪です！